

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、長岡市と燕市の境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請する。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

別紙

長岡市に編入する区域

燕市五千石字三平 2 7 6 3 の一部、2 7 6 4 の 5 の一部、2 7 6 4 の 6 、
2 7 6 6 の 1 、2 7 6 6 の 3 の一部、2 7 6 6 の 4 、2 7 6 6 の 5 の一部、
2 7 6 6 の 6 、2 7 6 6 の 7 、2 7 6 7 の一部、2 7 6 8 、野中才字上谷地
1 7 9 6 の 1 の一部、1 7 9 7 の 1 の一部、1 7 9 8 の 1 の一部、1 8 0 5
の一部、1 8 0 6 から 1 8 0 8 まで、1 8 1 5 から 1 8 1 8 まで、1 8 2 4
の 1 の一部、1 8 2 5 の 1 の一部、1 8 2 6 の 1 の一部、1 8 2 6 の 4 の一
部、1 8 2 7 から 1 8 3 1 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路
である公有地の一部並びに 1 8 2 3 の 1 に隣接する水路である公有地の一部、
1 8 1 0 から 1 8 1 2 の地先の道路、水路である公有地の一部

燕市に編入する区域

長岡市寺泊北曾根字箴割 6 3 7 から 6 4 1 までの各一部、6 4 2 の 1 の一
部、6 4 3 の 1 、6 4 4 の 1 、6 4 5 の 1 、寺泊新長字草薙 1 1 9 の一部、
1 2 2 、1 2 3 の 1 、1 2 3 の 2 、1 2 4 、1 2 5 、1 2 6 の一部、1 2 7
の一部、1 2 8 の 1 の一部、1 3 1 の一部、1 3 2 、1 3 3 、1 3 4 の 1 、
1 3 4 の 2 、1 3 5 、1 3 6 の一部、1 3 7 の 1 、1 3 7 の 2 、1 3 8 の 1
の一部、1 3 8 の 2 の一部、1 4 2 の一部、1 4 3 の一部、1 4 6 の一部及
びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに燕市五
千石字三平 2 7 6 3 、2 7 6 4 の 5 の地先の長岡市寺泊新長字草薙の水路で
ある公有地の全部